



## 訪問型サービス D 等 料金表

「福祉有償運送事業」を除く移動支援料金は下記のようになります。

### 移動支援料金

「国自旅第338号通達」H30.3

日付	現行
運送の区域	旅客の運送の発地または着地が大網白里市内であり、及び近隣市町村 * 法人の代表者が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。
旅客の範囲	利用会員は登録制 利用会員は、原則大網白里市に住所を有し、あらかじめ登録した会員で、以下に掲げるものの内、単独では公共交通機関の利用が困難な者及びその付き添い人とする。 ① 介護保険法に基づく要支援認定者 ② 「介護予防・生活支援サービス」総合事業対象者 * 法人の代表者が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。
登録料(入会時)	利用者 1000 円
年会費	利用者 1000 円 (入会年度は月割り)
運送の料金	当該運送等の開始前における車庫等からの迎車及び当該移送等の終了後における車庫等までの走行距離に応じて料金を算定 ・30 円 / 1 Km (走行距離) ・初乗り : 15 Km まで 450 円 ・加算 : 以後 5 Km あたり 150 円 (高速料金、駐車料金は別途追加になります) ・待機料金 300 円 / 30 分ごと ・添乗料 600 円 / 1 時間ごと * 市外の移動支援は「割り増し」になる場合がある。 * 上記料金は「ガソリン代実費程度」と「会の運営全般に関する経費」の合計です。
使用できる自動車の種類	・マイカー (セダン型自動車) ・法人車輛



## 訪問型サービス D 等 料金表

運転者の要件	・運転者は、運転歴 3 年以上の者で 1 種 2 種の運転免許取得者。
損害賠償措置	対人保険、対物保険…無制限
安全運行管理	・福祉有償運送事業に準じる ・国土交通省大臣が認定する福祉有償運転講習を受講するよう努める。
利用時間	利用日及び利用時間は制限しない * ただし、運転者が見つからない場合はこの限りではない。
サービス内容	・病院への通院 ・施設等への通所等 ・社会的行事への参加や買い物等 ・園児、学童の送迎

### 料金算定の例(円)

車庫→利用者宅→目的地→車庫(5kmごと切り上げ)	単価 30 円	金額
行き 増穂(車庫)-みずほ台(利用者)-大網病院-増穂(車庫) 7km+3km+5km(走行距離 15km)	15 x 30 円	¥450
帰り みずほ台(車庫) -大網病院-みずほ台(利用者) -みずほ台(車庫) 1km+4km+6km(走行距離 15km) * 帰りの担当者が異なった場合	15x30 円	¥450
増穂(車庫)-みずほ台(利用者)-千葉大病院-増穂(車庫) 7km+25km+30km(走行距離 65km) 高速料金 410 円 (往復) 即日精算	65x40 円 (割増し)	¥2,600
<b>合計</b>		¥3,500

集金 (月締めで翌月まとめて請求します) または 振り込み



## 福祉有償運送 料金表

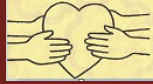
大網白里市社会福祉協議会が運送主体で実施している「福祉有償運送事業」を令和1年4月よりNPO 法人大網お助け隊が引き継ぐことになりました。

大網お助け隊の現利用会員は下記料金に移行になります。

「福祉有償運送」支援時の料金

「道路運送法 79 条登録申請」

日付	令和4年4月より
運送の区域	旅客の運送の発地または着地が大網白里市内であり、及び近隣市町村 * 法人の代表者が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。
旅客の範囲	利用会員は登録制 利用会員は、大網白里市に住所を有し、あらかじめ登録した会員で、以下に掲げるものの内、単独では公共交通機関の利用が困難な者及びその付き添い人とする。 ① 介護保険法に基づく要介護認定を受けてる者 ② 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 ③ 肢体不自由または内部障害者もしくは精神障害及び知的障害により単独での移動が困難な者
登録料(入会時)	利用者 1000 円
年会費	利用者 1000 円
運送の対価	当該運送等の開始前における車庫等からの迎車及び当該移送等の終了後における車庫等までの走行距離に応じて対価を算定 ・50 円 / 1 Km (走行距離) ・初乗り : 5 Km まで 250 円 ・加算 : 以後 5 Km あたり 250 円 (高速料金、駐車料金は別途追加になります) ・待機料金 300 円 / 30 分ごと ・添乗料 600 円 / 1 時間ごと
使用できる自動車の種類	・車いす者…1 台 (軽自動車) ・セダン型自動車 3 台



## 福祉有償運送 料金表

運転者の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者は、運転歴 3 年以上の者で 70 歳以下の者。ただし、71 歳以上であっても安全運転講習会等により認められた場合は、この限りでない。</li> <li>・10 人 2 種免許所有者 1 人 1 種免許所有者 9 名については、国土交通省大臣が認定する福祉有償運転講習を修了済み</li> </ul>
損害賠償措置	対人保険、対物保険…無制限
利用時間	利用日及び利用時間は制限しない ＊ ただし、運転者が見つからない場合はこの限りではない。
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院への通院</li> <li>・施設等への通所等</li> <li>・社会的行事への参加や買い物等</li> </ul>

### 料金算定の例(円)

車庫→利用者宅→目的地→車庫(5kmごと切り上げ)	単価 50 円	金額
行き 増穂(車庫)-みずほ台(利用者)-大網病院-増穂(車庫) 7km+3km+5km(走行距離 15km)	15 x 50 円	¥750
帰り みずほ台(車庫) -大網病院-みずほ台(利用者) -みずほ台(車庫) 1km+3km+4km(走行距離 10km) ＊ 帰りの担当者が異なった場合	10x50 円	¥500
増穂(車庫)-みずほ台(利用者)-千葉大病院-増穂(車庫) 7km+25km+30km(走行距離 65km) 高速料金 410 円 (往復) 即日精算	65x50 円	¥3,250
<b>合計</b>		<b>¥4,500</b>

集金 (月締めで翌月まとめて請求します) または 振り込み